

一般財団法人日本鉱業振興会
試験研究助成実施規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本鉱業振興会（以下「この法人」という。）の定款及び関連規則に基づき、金属鉱業に関する調査、研究に対する助成のうち「調査、研究に対する助成（以下「試験研究助成」という。）の実施に関して、定めることを目的にする。

(助成対象)

第2条 試験研究助成の対象は、金属鉱業に関する探査、採鉱、選鉱、製錬、工務、環境、保安、分析、新素材、再資源化等に関することを目的とし、金属鉱業の振興・発展に寄与すると認められる調査、研究を対象とする。

(決定)

第3条 試験研究助成は、鉱業助成委員会で審議、承認後に、毎年3月までに、理事会にて決定し、評議員会に報告する。

(募集、申請及び選定)

第4条 この法人は、毎年9月に、次の各号の団体に対し、試験研究助成を希望する者を募集するものとする。

- (1) 一般社団法人 資源・素材学会
- (2) 日本鉱業協会
- (3) 資源地質学会
- (4) 一般社団法人 日本銅センター
- (5) 一般財団法人 国際資源開発研修センター

2. 試験研究助成の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、この規則に従い、毎年11月までに、申請することとする。
3. この法人は、毎年1月に、鉱業助成委員会において、申請者の中から助成金を交付するにふさわしい者（以下「助成実施者」という。）を選定する。

(助成金の交付)

第5条 この法人は、理事会の承認を得た試験研究助成に対し助成金を交付するものとする。

2. 助成金は1年毎に精算し剰余金は返還しなければならない

(助成金の剰余金の繰越し)

第6条 やむを得ない事由で助成を受けた団体等から助成金の剰余金の繰越し申請があった場合は、代表理事が審査、承認し、理事会及び評議員会に報告するものとする。

2. 繰越し期間は最長6か月とし、繰越しを認められた助成案件については、第9条に基づき、必要な試験研究実施報告を求めるものとする。

(通知)

第7条 この法人は、助成実施者の決定後速やかに、第4条の各団体に対し決定の通知を行うものとする。

2. 通知に当たっては、必要な条件を付することがある。

(実施)

第8条 助成実施者は、この法人にあらかじめ提出した計画に従って試験研究を実施するものとする。 やむを得ない事由で予定していた研究が計画通りに実施できなかった場合は、代表理事の承認により、計画を変更(費目変更可)することができる。

(報告)

第9条 この法人は、助成実施者に対し、助成対象とする試験研究の実施報告を次の各号のとおり要求するものとする。

(1) 年度末の実施報告書(指定様式)による報告

(2) 毎年11月に開催する成果報告会での中間並びに終了報告、又は鉱業助成委員会が定める方法による報告

(完了)

第10条 助成実施者は、試験研究が完了したときは、第9条に基づき、書面にて終了報告をするものとする。

2. 前項の場合、交付した助成金のうち使用した金額については、試験研究の成果にかかわらず、その返還を求めないものとする。ただし、剰余金が生じた場合はその返還を求めるものとする。

(実施計画の未実施或いは辞退)

第11条 助成実施者が助成金交付後に、実施計画に基づく試験研究の全部或いは一部を実施しなかった場合は、助成金の返還を求めるものとする。助成実施者がこの法人の目的に反する行為をした場合についても同様とする。

2. 助成実施者が助成金交付前に予定していた試験研究を中止し、その助成金の辞退を申し出た場合には、助成金の交付を取止めるものとする。

3. 第1項及び第2項の場合、助成実施者は書面にて申し出るものとし、代表理事がこれを審査、承認し、理事会に報告するものとする。

(研究装置設備等の所有及び成果の帰属、普及活用の方法)

第12条 試験研究実施のため取得した実験装置、設備、機械器具、備品等は助成実施者の所有とする。

2. 試験研究終了後、前項の実験装置等について他者から利用希望があったときは、貸付等を行う等効果的な活用を図るものとする。
3. 試験研究の成果の帰属及び普及活動の方法については、この法人と助成実施者との協議により定めるものとする。

(工業所有権等の帰属)

第13条 試験研究の実施において取得する工業所有権（特許権、著作権）等の出願、登録、実施権（使用、譲渡）の活用帰属については、この法人と助成実施者との協議により定めるものとする。

(請書)

第14条 この法人は、試験研究の確実な実施を期するため、助成金の交付に際し、助成実施者から請書の提出を求めるものとする。

2. 請書の様式は、別紙のとおりとする。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規則は、一般財団法人の設立登記の日（平成24年4月1日）から実施する。
2. この規則を平成25年3月15日に改正し、平成25年4月1日から実施する。
3. この規則を平成26年2月21日に改正し、平成26年2月1日から実施する。
4. 平成26年11月21日に改正し、平成27年4月1日から実施する。
5. 令和4年8月24日に改正し、令和4年8月24日から実施する。

以 上